

厚生労働大臣杯争奪 第59回全日本実業柔道団体対抗大会実施要項

1. 日 時 平成 21 年 6 月 6 日(土) 9 時開場、10 時開会式、引続き試合開始
平成 21 年 6 月 7 日(日) 9 時開場、10 時試合開始、15 時 30 分大会終了予定
* 競技役員を除いて開場前の入館はできません。
2. 場 所 福岡市民体育館
〒812-0045 福岡市博多区東公園 8 - 2 TEL:092-641-9135
3. 主 催 全日本実業柔道連盟
4. 主 管 西日本実業柔道連盟・九州実業柔道連盟・福岡県柔道協会・福岡地区柔道協会
5. 後 援 厚生労働省・(財)全日本柔道連盟・(財)講道館・読売新聞社
福岡県・福岡県体育協会・福岡市・福岡市体育協会、福岡商工会議所、等
6. 資 格 (1)参加チームは、全日本実業柔道連盟に加盟し年会費を納めた会員(会社)であること。
(2)参加チームは、会社及び事業所単位とし、各部ごと 3 チームまで参加を認める。
(3)参加選手は、(財)全日本柔道連盟に登録した者であり、全日本実業柔道連盟に加盟している会員(会社)に在籍し、選手登録をしている者であること。
7. 参加申込 所定の申込用紙に必要事項を記入し、西日本実業柔道連盟に申込みをすること。
(1)申込期日:平成 21 年 4 月 15 日(水)必着
(2)申 込 先:〒552-0001 大阪市港区波除 6-5-18 近畿通関(株)内
西日本実業柔道連盟事務局
TEL:06-6582-5412 FAX:06-6582-3391
E メールアドレス: nishijitsu@basil.ocn.ne.jp
8. 参加料 男子の部(各部共通)は 30,000 円 / 1 チーム、女子の部は第 1 部 30,000 円 / 1 チーム、第 2 部 15,000 円 / 1 チームとする。
振込先:三井住友銀行 本店営業部 普通 9071854 「全日本実業柔道団体対抗大会事務局」
(注)参加費は参加申込と同時に上記口座に振込むこと。振込みが確認できない場合は、大会への参加は認められない。また、振込みは必ず会員(会社)名ですること。
なお、組合せ抽選終了後の参加辞退チームの参加費は返金しない。
9. 試合種目 男子の部は第 1 部・第 2 部・第 3 部、女子の部は第 1 部・第 2 部とする。
第 1 日目 6 月 6 日(土)男子の部 第 3 部、女子の部 第 1 部
第 2 日目 6 月 7 日(日)男子の部 第 1 部・第 2 部、女子の部 第 2 部
開催地福岡から特別参加として男子の部は第 3 部、女子の部は第 2 部への出場を認める。
〔男子の部〕
(1)第 1 部は 12 チーム、第 2 部は 32 チーム以内とし、それ以外を第 3 部とする。
(2)本大会の試合成績により該当チームの昇・降格を行い、次年度に出場できる各部を次により決定する。
第 1 部の 1 回戦で敗退した 4 チームは次年度第 2 部に降格する。
第 2 部の上位 4 チームは次年度第 1 部に昇格し、下位 4 チームは次年度第 3 部に降格する。
なお、下位 4 チームは 1 回戦で敗退したチームの中から抽選を行い決定する。
但し、第 2 部が 32 チームに満たない場合には、そのまま第 2 部に出場する場合がある。
第 3 部の上位 4 チームは第 2 部に昇格する。
(3)チーム編成は、第 1 部は監督 1 名・選手 7 名・計 8 名、第 2 部および第 3 部は監督 1 名・選手 5 名・補欠 2 名・計 8 名とする。
(4)第 1 部にエントリーするチームは、本要項「7. 参加申込」時点において 5 名以上の選手が揃っていないなければならない。また、第 2 部および第 3 部は、補欠を除く全員が揃っていないなければならない。
(5)試合方法は各部とも、チーム 5 名による点取り試合とする。
(6)選手配列は、第 1 部に限り試合毎に変更することができる。第 2 部・第 3 部は、参加申込以降は順位の変更を認めない。
〔女子の部〕
(1)チーム編成は、第 1 部は監督 1 名・選手 57kg 以下 3 名・70kg 以下 3 名・無差別 2 名・計 9 名、第 2 部は監督 1 名・選手 57kg 以下 1 名・70kg 以下 1 名・無差別 1 名・補欠 2 名・計 6 名とする。
(2)第 1 部にエントリーするチームは、本要項「7. 参加申込」時点において、各階級に最低 1 名以上の選手が揃っていないなければならない。また、第 2 部は補欠を除く全員が揃っていないなければならない。
(3)試合方法は、体重別に編成されたチームによる点取り試合とする。
(4)選手配列は、第 1 部は 57kg 以下 2 名、70kg 以下 2 名、無差別 1 名の 5 名とし、各体重区

分の中で試合毎に自由に変更することができる。試合当日に選手が事故のため出場不可能となるか、体重区分どおりに5名のチーム編成が組めない場合に限り、体重区分の軽い選手が重い体重区分への出場を認める。但し、一度移動した選手は元の体重区分へ戻ることはできない。また、無差別に登録した選手についての移動は認めない。

第2部は57kg以下1名、70kg以下1名、無差別1名の3名とし体重別に配列する。

- (5)計量〔公式計量〕平成21年6月6日(土) 7時30分から8時(第1部)
平成21年6月7日(日) 7時30分から8時(第2部)

〔計量場所〕博多IC北東急 2F「舞の間」
福岡市博多区中洲4-6-7 TEL092-262-0109

なお、両日とも7時00分から7時30分までを予備計量とし自由に計測することができる。

10. 試合方法

- (1)トーナメント方式で行い、各部ごとに「優勝」「準優勝」「第3位」を決定する。女子の部については参加チーム数によりリーグ戦で行なう場合がある。
- (2)チーム間の勝敗は次により決定する。
勝者数の多いチームを勝ちとする。
で同数の場合は1本勝、総合勝ち、不戦勝ち、棄権勝ち、相手の反則負けによる勝者の多いチームを勝ちとする。
で同数の場合は、「技有」、「指導3」による勝者の多いチームを勝ちとする。
で同数の場合は、任意で選出した選手による代表戦を行う。代表戦が引き分けの場合は、ゴールデンスコア方式による延長戦により、必ず勝敗を決定する。
- (3)リーグ戦における順位の決定について
チーム間の勝敗において、勝数の多いチームを上位とする。
勝数が同数の場合は負数の少ないチームを上位とする。
で同一の場合はリーグ戦中の個人の総勝数の多いチームを上位とする。
で同一の場合は負数の少ないチームを上位とする。
で同一の場合は勝数の内容により決定する。
で同数の場合は、任意で選出した選手による代表戦を行う。代表戦が引き分けの場合は、ゴールデンスコア方式による延長戦により、必ず勝敗を決定する。
- (4)怪我、事故等により一度退いた選手は再出場することはできない。
- (5)試合時間は男女とも第1部は5分間、その他は4分間とする。
- (6)選手(補欠を含む)は30cm×30cmのゼッケンを柔道衣に縫い付けなければならない。縫い付け位置は国際柔道連盟試合審判規程どおりとし、4辺と対角線を縫い付けられていなければならない。また、ゼッケンには上から23cmの範囲に「姓」を表示し、残りの7cmの範囲に「チーム名」を表示しなければならない。
- (7)女子は両面の長軸中央に約1/5幅の白線が入った帯を使用すること。
国際柔道連盟試合審判規程による。判定の基準は「有効」または「指導2」以上とする。

11. 審判規程

12. 審判員

- (1)審判員は全日本実業柔道連盟の委嘱による。
- (2)審判員会議を平成21年6月6日(土)、7日(日)両日とも9時10分~9時30分に福岡市民体育館内(南側通路中央部)にて行う。

13. 表彰

- (1)優勝チームには、優勝旗・優勝杯・賞状・賞品、第2位および第3位チームには賞状・賞品を授与する。ただし、出場参加数により変更する場合がある。
- (2)男子第1部、女子第1部の優勝チームには、厚生労働大臣杯を授与する。
- (3)優秀選手には、優秀選手賞(男子の部 各部5名、女子の部 各部3名)を授与する。

14. 抽選

平成21年4月19日(日)13時から近畿通関(株)思道館(大阪市港区波除6-4-17:06-6582-5412)において西日本実業柔道連盟事務局で主催者立会いのもと「大会組合せの抽選とシード基準」に則り厳正に行う。

15. 選手変更

平成21年6月5日(金)15時から16時30分まで博多IC北東急2階「舞鶴の間」で受付。男子の部は登録選手以外からの変更は最大2名とする。その際、選手に欠員が出た場合は補欠員を充当し、補欠員が欠員となった時は登録外の選手を充当する。また、同一会社であっても部内外間の選手の入替は認められない。女子の部の選手変更は自由とする。

16. 練習会場

平成21年6月5日(金)13時から17時まで福岡市民体育館第2競技場とする。

17. 監督会議

平成21年6月5日(金)17時15分から博多IC北東急2階「舞鶴の間」において行う。

18. 開閉会式

- (1)開会式は柔道衣を着用し、全員参列すること。
(2)表彰式・閉会式は入賞チーム及び優秀選手全員が柔道衣を着用し、参列すること。

19. 宿泊等斡旋

宿泊・交通機関・弁当(大会当日)の斡旋を希望するチームは、直接斡旋団体へ申し込むこと。

20. 傷害保険

本大会において当連盟は傷害保険には加入しない。よって、各社又は各人は自己責任にて必ず傷害保険に加入すること。